

## 会津大学大学院履修規程

平成 18 年 4 月 1 日 規程第 62 号  
(最終改正 : 2026 年 4 月 1 日 規程第 37 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、会津大学大学院学則（以下「学則」という。）第 22 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究指導教員及びカリキュラム指導教員)

第 2 条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導を行うため、学生に研究指導教員を定める。ただし、必要に応じて副研究指導教員を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、次のいずれかに該当する学生には、研究指導教員が定まるまでの間、授業科目の履修指導を行うため、カリキュラム指導教員を定める。

- (1) 学位論文の研究課題が明確でない学生
- (2) その他研究指導教員を定めるのが適当でない学生

3 前項により、カリキュラム指導教員を指定された学生には、1 年次の最終学期の開始前までに研究指導教員を定める。

(授業科目等)

第 3 条 博士前期課程における授業科目、単位数等は、別表 1 のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目、単位数、研究指導は、別表 2 のとおりとする。

3 博士前期課程の学生は、専門科目の履修にあたっては、ファンダメンタル・コア科目及びアプリケーション・コア科目の中からそれぞれ 4 単位以上を履修するものとする。

4 学生の履修指導上、特に必要と認められる場合においては、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の承認により、前項の規定によらないことができる。

(教職課程)

第 3 条の 2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教科に関する専門教育科目に該当する授業科目は別表 3 のとおりとする。

第 4 条 削除

(履修の登録)

第 5 条 学生は、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の指導により、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに履修の登録を行わなければならない。

2 履修の登録をした授業科目を変更し又は取り消す場合は、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の承認を得て、指定の期日までに学生課に届けなければならない。

(履修の禁止)

第 6 条 次に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- (3) 授業時間が重複する授業科目

(成績評価)

第 7 条 成績の評価は、平常の学修状況等を総合して判定する。ただし、研究科目（学位論文）の成績評価については、合格又は不合格による評価とする。

2 成績の表示は次のとおりとし、A、B 及び C を合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点
A	80点～100点
B	65点～79点
C	50点～64点
D	35点～49点
F	34点以下

- 3 授業実施時間の3分の2以上の出席をしなければ評価はFとし、単位は付与しない。
- 4 不合格になった科目は、改めて履修することができる。

(不正行為)

第7条の2 第7条に規定する成績評価において、不正行為を行った学生に対しては、当該不正行為があった授業科目の成績をFとする。

- 2 不正行為の程度が悪質だと認められる場合には、大学院教務委員会が必要と認める期間の全授業科目の成績をFとする。
- 3 前2項のほか、学則に基づき、懲戒処分とすることがある。

(学位論文又は特定の課題についての研究の成果)

第8条 学生は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という）の題目を、研究指導教員の承認を得て、指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、学位論文等を、研究指導教員の承認を得て、指定の期日までに学長に提出しなければならない。
- 3 修士論文等は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、研究指導教員による必要な研究指導が修了した者でなければ提出することができない。
- 4 博士論文は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、研究指導教員による必要な研究指導が修了したものでなければ提出することができない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行し、改正後の会津大学大学院履修規程第 3 条第 2 項及び第 8 条第 4 項は、2020 年度秋季以降に入学した者に適用する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後も引き続き在学するものについては、改正後の会津大学大学院履修規程学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2026 年 4 月 1 日から施行する。